明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令（国土交通二）　一
○地籍基本調査作業規程準則の一部を改正する省令（同三）　四
○地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める省令の一部を改正する省令（同四）　六
○山村境界基本調査作業規程準則（同五）　九
○山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令（同六）　一二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録まつ消関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○国土交通省令第二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項の規定に基づき、地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令

地籍基本調査基礎計画（平成二年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその周辺の地域で形成される都市地域のうち」を「並びに市街地以外の地域のうち主として山林が占める地域及びその周辺の地域であって、」に改める。

第二条を次のように改める。

（計画の期間）

第二条　本計画は、平成二十二年度から平成三十一年度までの十箇年間に行う地籍基本調査について定めるものとする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（調査面積）

第三条　国の機関が行う地籍基本調査の調査面積は、三千二百五十平方キロメートルとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍基本調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

地籍基本調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍基本調査作業規程準則（平成二年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市部官民境界基本調査作業規程準則

目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条―第十条」を「第九条―第十一条」に、「調査（第十一条―第十三条）」を「現地調査（第十二条・第十三条）」に、「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に、「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に、「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第五節　街区点測量（第三十八条―第四十一条）」を「第五節　街区点測量（第三十九条―第四十二条）」に、「第六節　復元測量（第四十二条―第四十七条）」を「第六節　復元測量（第四十三条―第四十八条）」に、「地籍基本調査図及び地籍基本調査簿」を「都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿」に、「第四十二条、第四十三条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第一条中「（以下「地籍基本調査」を「のうち、市街地における街区点の位置及び図上街区点の現地における位置を明らかにするために行う測量（以下「都市部官民境界基本調査」に改める。

第十三条を削り、第十二条第一項中「街区調査図素図」を「現地調査図素図」に改め、「街区点の調査を」を削り、同条第二項中「前項の調査」を「現地調査」に、「街区調査図素図」を「現地調査図素図」に改め、「街区点」の下に「に係る標識等及び図上街区点標識等の有無」を加え、「街区調査図」を「現地調査図」に改め、第三章中同条を第十三条とする。

第十一条（見出しを含む。）中「街区調査図素図」を「現地調査図素図」に改め、同条第二項に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

七　前項の規定により収集した公図等及び図上街区点資料が示す範囲及びそれらの名称

八　前号の公図等及び図上街区点資料が示す範囲内に存在する図上街区点のおおむねの位置